

令和 5 年和泉市教育委員会第 6 回定例会

日 時：令和 5 年 6 月 22 日(木) 午後 3 時 00 分から

場 所：和泉市役所 3 階 3A・3B 会議室

出席者

教育委員会

教育長	小川 秀幸
教育長職務代理者	深堀 知子
委員	西家 章弘
委員	中西 正人
委員	小谷 美樹

事 務 局

教育次長兼教育・こども部長	土本 修一
(教育・こども部)	
教育指導監	上田 茂幸
教育・こども部次長兼教育総務課長	鍛冶 公哉
学校園管理室長	佐々木 敦
学校教育室長	阪下 誠
こども未来室長	西角 雅士
学校教育室教職員担当課長	鈴木 俊孝
学校教育室人権教育担当課長	永井 敬
教育総務課長補佐	大西 薫
教育総務課企画係長	小路 佑樹
教育総務課総務係	西川 世理奈
(生涯学習部)	
生涯学習部長	辻 公伸
生涯学習部次長	前田 志織
生涯学習推進室長	西田 尚司
生涯学習推進室スポーツ振興担当課長	山本 国央
生涯学習推進室青少年センター所長	藤原 寛
文化遺産活用課長	森下 徹

1. 開 会
2. 会議録署名委員の指名について
3. 教育長の報告
4. 審議事項
 - 議案第 25 号 和泉市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則制定について
 - 議案第 26 号 和泉市子どもの夢応援奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則制定について
5. 承認事項
 - (1)演習場内事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について
6. 報告事項
 - (1)和泉市立中学校 35 人以下の少人数学級推進事業実施要綱について
 - (2)令和 6 年度和泉市教育委員会任期付市費負担教育職員の採用候補者登録試験募集要項について
 - (3)令和 5 年度和泉市子どもの夢応援奨学金について
 - (4)令和 5 年度 第 22 回 子ども議会について
 - (5)富秋中学校区等まちづくり構想の事業化に係る事業手法の見直しについて
 - (6)信太貝吹山古墳フェンス設置事業に関する繰越明許費について
7. 行事等のご案内
 - (1)「直木賞作家澤田瞳子さんと読む『いずみ歴史さんぽ』」の開催について
 - (2)令和 5 年度和泉市立小学校水泳記録会の開催について
8. その他
9. 閉会

小川教育長	定刻となりましたので令和 5 年和泉市教育委員会第 6 回定例会を開会します。 本日は、久米委員から欠席の連絡をいただき、欠席届も提出されていますが、過半数の委員は出席ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項の規定に従いまして、本日の会議が成立することを報告します。 第 5 回定例会の会議録ですが、事前に配付し、確認いただいておりますが、ご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議ないようですので、第 5 回定例会の会議録について承認することとします。 今回の会議録署名委員は、深堀職務代理者と中西委員を指名しますので、お願いします。 次に、資料「教育長の報告」をご覧ください。令和 5 年 5 月 25 日から 6 月 21 日までの主な活動を掲載しています。何かご質問等ございませんか。 それでは議事を進めてまいります。 本日は、審議事項 2 件、承認事項 1 件、報告事項 6 件、行事等のご案内 2 件になります。 議案第 25 号「和泉市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則制定について」、事務局（学校教育室）から説明願います。
鈴木課長	学校教育室の鈴木です。 提案の理由は、本市では、平成 31 年 1 月 25 日付け文部科学省の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」及び令和 2 年 1 月 17 日付け文部科学省の指針に基づき、教育職員の業務量の適切な管理等を行ってきました。文部科学省の指針等を労働基準法に照らしたところ整理すべき点があったため、本市では現在まで規則制定には至っていませんでしたが、今年度に入り、国・府から教員業務支援員いわゆるスクールサポートスタッフの補助金について、本規則を制定していない自治体については交付対象外とする旨の連絡を受け、このたび、整理のうえ規則制定しようとするものです。 規則の第 1 条の趣旨は、和泉市立学校に勤務する教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員の業務量の適切な管理等に関し、必要な事項を定めるものです。なお、条文にある公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 2 条第 2 項に規定する教育職員とは、校長、副校長、教頭、首席、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、講師のことです。 第 2 条の教育職員の業務量の適切な管理等については、服務監督権者である教育委員会が、文部科学省の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」において示されている「時間外在校等時間」について、各号に掲げる時間を上限とし、教育職員の業務量の適切な管理を行うものです。 時間外在校等時間の上限時間については、(1)1 か月の時間外在校等時間 45 時

	間以内、(2)1年間の時間外在校等時間 360 時間以内です。 第 2 項は、上限時間の例外として、例えば、学校事故等が生じて対応を要する場合や、いじめ重大事態といった児童生徒等に深刻な影響が生じている又は生じるおそれのある場合など、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合について定めたものです。 その上限については、(1)1 か月について 100 時間未満、(2)1 年について 720 時間、(3)1 か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 か月、2 か月、3 か月、4 か月及び 5 か月の期間を加えたそれぞれの期間において 1 か月あたりの平均時間について 80 時間、(4)1 年のうち 1 か月において時間外在校等時間が 45 時間を超える月数について 6 か月、としています。 (3)については、【例 1】は、時間外勤務時間が 45 時間を超過した 4 月～7 月及び 9 月・10 月において当該期間の 1 か月の平均時間外勤務時間が本規則で定めている 80 時間以内であることから、時間外在校等時間において上限の範囲内となります。 【例 2】は 4 月～7 月においては、当該期間の 1 か月の平均時間外勤務時間は 80 時間以内であり、本規則で規定している上限の範囲内となります。9 月～11 月については、当該期間において 9 月と 10 月及び 10 月と 11 月の平均時間外勤務時間は、74 時間、75 時間となり 80 時間以内となりますが、9 月～11 月でみると、1 か月の平均時間外勤務時間が 82 時間となり、上限の範囲である 80 時間を超過することから、このケースにおいては、管理職は当該教職員が担っている業務を把握し業務量を見直すなどの適切な管理を行う必要があります。 以上です。
小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。
中西委員	「時間外在校等時間」とは、文科省が統一的に示しているものですか。または、和泉市としてイメージ図を書いているのですか。
鈴木課長	本市でイメージ図として示しているものです。
小川教育長	時間数などは文科省の公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインに沿って示しています。和泉市独自の数字ではありません。 学校によって勤務時間のタイムテーブルが変わりますので、事例に示したものは 8 時半から 17 時が在校時間となっています。
中西委員	80 時間いわゆる過労死ラインを超えないように、どのように実効的な取り組みをするかが一番問われているが、この労務規定では非常に理解し難く感じます。
鈴木課長	過労死ラインを超えないように勤務時間を管理するうえで、教員の働き方改革において様々な施策を展開しています。

	市教委として各取り組み施策における効果検証を継続していくことに加え、時間外勤務を削減できるよう、教職員の業務や各種調査等のＤＸ化を達成していきたいと考えています。また、今後、働き方改革における会議体を持ち、各校の管理職と連携しながら、時間外勤務の削減を図っていききたいと考えています。
中西委員	例２は８０時間を超えて一定の対策が必要だが、例１は必要ではないと見えますが、いかがですか。
鈴木課長	例１も好ましいとは勿論考えていません。あくまでもイメージしやすいように極端な数字を記載したものです。
小川教育長	時間外在校等時間は当然、ゼロがベストです。そのうえで、一か月においては４５時間以内、一年間では３６０時間以内に収めるのが基準です。しかし、教職員の勤務実態として、突発的な対応により超過する場合がありますので、規則において年間を通してまたは何か月単位で、時間外勤務を削減することを趣旨として規定するものです。
中西委員	印象として、この例１・例２を強調すると、非常に技術的な点に目がいってしまって、過労死ラインを超過しないための取り組みが必要であることの本来の趣旨が非常にぼやけている感じがします。 また、持ち帰り残業等についてどう考えるのが大事だと思います。私自身が大阪教育大学で附属学校担当の理事だった時、労働基準監督署から超勤支出の是正勧告を受けました。国立大学の附属学校の場合は、給特法の適用はなく超勤を出しています。持ち帰り残業についても超勤とみなすべきとの指導を受けて支払いをしました。地方自治体の場合、現段階では問題になっていませんが、これからクローズアップされると思いますので、問題意識は持っておくべきだと思います。
上田教育指導監	市教委としては決して８０時間を超えることを許容しているわけではありません。どれだけ時間外勤務を削減して、勤務時間を管理徹底していくかは、校長を通じて指導しています。持ち帰り残業については労働基準法では勤務時間には含まれない位置付けになっていますが、文科省が示す「時間外在校等時間」の中で、しっかり管理するべきと認識しています。
小川教育長	一番の趣旨は働き方改革です。まず時間外勤務を削減、あるいはなくすところに焦点を絞った取り組みをこれからしていかなければなりません。目的達成のための一番の根本は、業務量をしっかりと把握し、仕事の内容を減らすか、あるいは人を増やすのか、究極はそこだと思います。個人に負担させるのではなく、複数で業務を分けて時間外勤務を減らすことは当然基本にあります。
中西委員	働き方改革は重要性も益々クローズアップされているので、本筋をしっかり

	抑えて、過労死ラインを超過しないために総力を上げることをもっと全面に打ち出してほしいと思います。
小川教育長	本市においては規則について2年間慎重に検討・対応してきたところですが、このたびスクールサポートスタッフの補助金交付の要件とされたことから、規則制定します。 ただし、一番の本質は補助金のためではなく、教育業務の適切な管理をしていくために制定するものです。 また、昨日は他の教育長とともに府に直接要望しました。文科省にも要望を直接伝える協議をする予定となっています。
小谷委員	約10年前からさまざまな取組みを実施されていますが、その効果としてどれほど削減できたのか。80時間を70時間になど徐々に削減できると思いますが、実態はどうでしょうか。
鈴木課長	時間外在校等時間の調査開始が令和元年度で、小学校は1人あたり年間平均が約518時間。昨年度は198時間減り約320時間です。月あたりは26.7時間です。 中学校は、令和元年度で1人あたり年間平均が約541時間。昨年度は439時間、102時間の削減で、月あたりは36.5時間で上限の範囲に収まっています。
小谷委員	現在マックス720時間までには達していないことが分かりました。実際には30時間まで、などの個別目標を全員で作っていますか。
鈴木課長	個別目標を掲げている学校もあります。市教委としては、校長会でまずは月45時間以内が上限であることの共通理解を図っています。教職員の月ごとの時間外勤務は市教委に報告がありますが、時間外勤務が多い職員については、市教委から各校管理職に対し翌月には必ず削減することを指示しています。
小谷委員	民間企業も同様の取組をしています。時間外勤務は事前承認制ですか。また時間外勤務の抑制や管理は誰がしているのですか。
鈴木課長	例えば、水曜日は早めに帰る、何曜日はノー残業デーにするなどの取組みは各校でしています。時間外勤務についても各校管理職が把握しています。
小谷委員	残業時間を管理する業務は管理職業務として捉えられていますか。45時間以内であれば30時間を超えたら一旦アラートが出るなどの仕組みを取り入れることが時間外勤務削減につながると考えますが、何か仕組みはありますか。
上田教育指導監	校務支援システムのログイン・ログアウトを使って各教職員の勤務時間数を管理職が管理しています。長時間勤務が続いている場合は改善を促します。加

	えて、ストレスチェックの実施により、学校ごと年度ごとに数値が出ますので、校長と共有しどのように業務改善していくかを教育長面談で指導しています。
小谷委員	仮に 100 時間超過すると、どのような指導が入るかは決まっていますか。
上田教育指導監	過労死ラインを超えるようなことはあってはならず、万一、超過しそうな教職員が居れば、それまでに何とか止める。ただし、超えてしまった場合は、翌月には必ず改善するように一緒に考えていくのが管理職の務めです。
小谷委員	一番の責任者は校長もしくは教育長ですね。先生は毎日授業があると思いますが、有給休暇取得状況と残業時間の関係はどうか。
鈴木課長	年休取得を促すために、学校閉庁日を設定しています。また、各教職員の年休取得状況については、各校で把握しています。
小谷委員	是非、有給取得促進と時間外勤務削減の両方を推進してほしいです。繁忙期があっても、その分を別の時期に休むなどを組み合わせて推進していくと、本人の負担も減ると思います。労働基準法では時間休があるので、先生も自分の授業がないときは休暇取得する、やらないといけないときはしっかりやる、その代わり休む、の流れをあわせて進めていけばいいと思いました。
小川教育長	最大年間 40 日の有給休暇取得の権利はありますが、実際取りたくても取れない状況があります。現在、全国的な状況として教員不足があげられていて非常にたくさんの課題があります。個々やチームで仕事量が増えているというよりは教員が欠員状態なので、それをみんなでカバーすることが要因と考えます。 与えられた権利をみんながゆとりをもって取得できればいいのですが、それができない職場があることが課題になっています。
小谷委員	民間においても取得が厳しい状況下でも、なんとか時間休を取得していますので、取り入れていくことも一つの手段かと思いました。
小川教育長	大変大きな課題ですので、今後意見交換会等で議論させていただきます。
中西委員	ぜひとも、教員不足問題と働き方問題、両面で実情を踏まえた議論ができたらと思います。
小川教育長	他にご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りします。議案第 25 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。
	【異議なし】

小川教育長	ご異議ないようですので、議案第 25 号は、原案どおり可決します。 続きまして、議案第 26 号「和泉市子どもの夢応援奨学金基金条例施行規則の一部を改正する規則制定について」、事務局（学校教育室）から説明願います。
永井課長	学校教育室の永井です。 和泉市子どもの夢応援奨学金の給付額の見直しについては、昨年第 10 回定例会において、委員のみなさまから意見を頂戴し、それを受け、この度規則改正するものです。 改正内容は、規則第 3 条第 2 項の表中「入学時に必要な教科書等の経費の給付金」の一時金の金額を 3 万円から 4 万円に改正しようとするものです。 以上です。
小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。
中西委員	現在の給付対象者数はどれくらいですか。
永井課長	3 月に給付した人数は 242 人です。
中西委員	ヤングケアラーがどれくらい居るかを把握できていますか。
阪下室長	ヤングケアラーの把握については、一昨年度、和泉市独自で生活実態調査で把握を始めたものと合わせて、国・府の調査でも虐待に関する調査の中にヤングケアラーに該当する子どもの項目が入っていますので把握しています。
小川教育長	今、数字の資料はないのですね。
阪下室長	手元に正確な数字はありませんが、昨年度の府調査では小中学校合わせて、学校把握のヤングケアラー見込みが 5、6 名であったと記憶しています。正確な数字は追って報告します。
小川教育長	これは生活実態調査ですのでストレートにヤングケアラーであるか否かの整理ではありませんが、明らかに把握している数字を申し上げます。 他にご質問等ございませんか。 ないようですので、お諮りします。議案第 26 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 【異議なし】
小川教育長	ご異議ないようですので、議案第 26 号は、原案どおり可決します。 審議事項は以上ですので、承認事項に移ります。

山本課長	承認事項 1 「演習場内事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について」、事務局（生涯学習推進室）から説明願います。 生涯学習推進室の山本です。 本来であれば、市議会へ提案する議案のうち教育委員会に関する議案については、教育委員会会議において意見を聞く必要がありますが、当該事項については、令和 5 年和泉市議会第 2 回定例会議会開催中に保険会社からの報告があり、仮に第 3 回定例会の対応となると相手方への賠償が遅れ不利益を与えてしまうため、緊急やむを得ない場合として、「和泉市教育委員会の事務委任等に関する規則」第 3 条第 2 項に基づき、6 月 15 日付けで教育長の臨時代理で対応しましたので、承認を求めるものです。 事故の概要は、令和 5 年 1 月 8 日開催の信太山クロスカントリー大会の準備のため、前日の 1 月 7 日午後 4 時 30 分頃に陸上自衛隊信太山駐屯地演習場内の大会コース上にて、仮設トイレの設置を行いました。生涯学習推進室職員が運転する公用車が仮設トイレを積載したトラックを先導し、コース上を走行している際、公用車が路面上のくぼみに車輪がはまり動けなくなり、アクセルを踏み込んだところ、石をタイヤで跳ね上げたため後続の事業者車両のフロントガラス等が破損したものです。 損害賠償金については、公益社団法人全国市有物件災害共済会自動車損害共済保険により、全額てん補するものです。 損害賠償額の内訳等については、損害賠償及び和解の相手方は、大阪府箕面市箕面 4 丁目 10 番 19 号 川相博資氏で、損害賠償額は、52 万 3,000 円。内訳は修理費用として 38 万円、代車費用として 14 万 3,000 円です。また事故に係る市の責任割合は 100%です。 以上です。
小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようですので、お諮りします。承認事項 1 について、承認することにご異議ございませんか。 【異議なし】
小川教育長	ご異議ないようですので、承認事項 1 は承認します。 承認事項は以上です。続きまして報告事項に移ります。 報告事項 1 「和泉市立中学校 35 人以下の少人数学級推進事業実施要綱について」と、報告事項 2 「令和 6 年度和泉市教育委員会任期付市費負担教育職員の採用候補者登録試験募集要項について」は関連する案件ですので、事務局（学校教育室）から一括して説明願います。
鈴木課長	学校教育室の鈴木です。 要綱第 1 条の趣旨は、本事業は本市全ての中学校において、1 学級あたりの生

	徒数を 35 人以下の少人数学級編制とすることで、生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導を行い、学力向上及び生徒指導の充実を図ることを目的としています。 第 2 条の市費講師配置要件は、2 月 1 日を基準日とし通常の学級で 1 学級あたりの生徒数が 35 人を超える学年を対象として市費講師を配置するものです。 第 4 条の報告書の提出及び成果のまとめについて、市費講師配置校は、1 年間の成果等について「35 人以下の少人数学級推進事業実施報告書」を作成のうえ、市教委へ提出します。市教委は報告書等をもとに成果等を検証します。また、検証結果については、教育委員会定例会において報告します。 続いて、報告事項 2 です。 1. 募集職種、採用予定人員及び受験資格については、(1)大学推薦枠、(2)一般募集枠、(3)勤務学校長推薦枠の 3 つの枠を設け、人材確保に努めます。 2. 仕事の内容は、府費負担講師同様、学級担任や教科担任等を担います。 3. 受験手続(1)申込用紙、(2)申込方法については、記載のとおりです。(3)受付期間については、市教委への持参、郵送ともに、令和 5 年 7 月 10 日(月)～11 月 10 日(金)までとし人材確保の観点から受付期間を長く設けています。 4. 登録試験日は、11 月 25 日(土)・12 月 2 日(土)のいずれか 1 日で、試験内容については「模擬授業・個人面接」を実施した後、登録試験合格者に対して 12 月 22 日(金)までに文書を送付します。 6. 採用までの流れについて、登録試験合格者を採用候補者名簿に登録し、令和 6 年 2 月 1 日の基準日において中学校講師の必要数を確定させ、必要人数に応じ名簿登録順に順次任期付市費負担教育職員として採用します。候補者への採用通知については、2 月 1 日以降速やかに本人へ連絡し、令和 6 年 4 月 1 日に当該中学校へ配置いたします。 7. 任用期間、8. 勤務条件及び 9. その他注意事項については記載のとおりです。また、大学推薦枠等の申込書についても、別紙のとおりです。 以上です。
小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。
中西委員	この制度は非常に意義があるもので、是非、他の市町村にも広がってほしいし、府の制度、あるいは、国の中学校における 35 人学級を促進する役割を果たしてほしいと思っています。 しかし、非常に残念に思うのが、12 月に合格発表をして 2 月で人数が確定するので取り消すことがある点です。大学 4 回生になって教員採用試験の発表があり、大体秋には進路も固まります。12 月は非常に切羽詰まった時期であり、合格が取り消される可能性があることは学生にとっては非常に厳しく、良い人材を確保するうえでもマイナスが大きいと思います。 和泉市においても教員不足がかなり深刻になっており、9 人程度として募集するのであれば 12 月と 2 月でその数が大きく変動することは無いと思います。思い切って全員採用できるようにできませんか。

鈴木課長	現状ではどれほどの応募があるかは分かりませんが、本市の小学校も中学校も講師に欠員がでていますので、申込時には府費負担任用職員を希望するかの確認欄を設けています。もし市費で任用が難しい場合は、府費での任用も考えられますので、できるだけ学生には現場で頑張ってもらえるよう考えていきたいと思っています。
中西委員	実際 9 人程度で決めて 2 月の段階で大きく変動する可能性はないでしょう。
鈴木課長	児童生徒数はそれほど大きく変わらないと思いますが、就学通知の調査が 12 月～3 月にそれぞれ 1 回ずつで、小学 6 年生が中学 1 年生に上がる就学通知の最終締切は 1 月 31 日です。その時点での確かな数を掴んで、翌日の 2 月 1 日には学級数がある程度確定させて、配置人数を決めたいと思っています。
中西委員	変動が若干あり得るのは当然ですが、大阪であれば、府、大阪市、堺市及び豊能地区のそれぞれが募集人員を定めて秋には決まります。それぞれ変動はあり得るが取り消すことはありません。秋になれば自分の最終進路の確保で真剣な時期に入り、12 月に合格通知をもらってそれが取り消されるのは、本当に良い人材を確保していく制度として発展させていこうと思ったら、自らその地位を辞めているような気がします。
鈴木課長	12 月に登録し 2 月に学級数が確定した際に順番に採用していく流れですが、例年 35 人なのか 36 人なのか、1 超えたり 2 超えたりは実際あります。各市の欠員状況も見ると、市費で難しい場合は府費負担講師でいかがかと提案はできるとしています。
中西委員	それは当然です。これまでやってきているのですから。講師登録も 12 月ぐらいで具体的な行き先を確保する段階で府費負担も発表する前に入りますから。 何度も言いますが、和泉市の制度が、府、大阪市などと肩を並べるぐらいの制度として発展させていこう、良い人材を確保しようとするならば、その時期に採用を取り消すことはあり得ないことと思います。
小川教育長	確認ですが、35 人学級の中学校の市費負担講師ということなので、教諭ではないですね。講師にとって合格が取り消しという形にはならず、和泉市で不採用になっても府費負担講師で枠はあるわけですね。
鈴木課長	模擬授業と個人面接で和泉市の市費講師として資質を認めたうえで 2 月に登録イコール合格ですが、中学校の 35 人学級編成はどうしても生徒数が関わってきますので、その後 35 人を下回る学級には講師を配置することができません。 しかし、近年、4 月当初に府費負担講師も定数が埋まらず、産休や病気休暇も例年ゼロではありません。時期は遅れますが、登録された方の中から学校現場

西家委員	で勤務できる形になるように考えていきたいと思っています。 中西委員の意見に同感です。合格取消がないことを申込者にアピールすることが、和泉市教育委員会への信頼感につながると思います。柔軟性について記載して、且つ、取消は記載しない方がいいように思います。 9人見込みになっていますが、来年度以降毎年5人ないし6人と採用が続いていくのであれば、柔軟性をもって、翌年の人数調整を考えて例えば9人から6人に減らすなど調整しながらやっていくことは可能かと思っています。
中西委員	これから毎年採用していくことにおいて、「令和6年度の生徒数、配置条件等の状況により、登録試験に合格しても採用されない場合がありますのでご了承ください。」と記載がありますが、書くべきではないと思います。 恐らく1人出るかどうかの話ですから、教員不足が深刻な中で、仮に35人学級の担い手でなくても、色んな形での学校現場の役に立つ採用の仕方はあると思います。
阪下室長	委員ご指摘の優秀な人材をなんとか和泉市の地域講師に、35人学級編制が仮に1人減ってしまって、1クラス分、1名分の枠がなくなっても、なんらかの形で和泉市の講師として任用するのが良いのではないかという趣旨については、十分理解しております。 しかし、今回の制度自体が和泉市立中学校の35人学級編制に係る選考を行っていくものですので、35人学級編制のクラスが1人減った場合に登録した人を別の形で市費講師として任用するのは難しい部分があると考えています。 ただ、仮に中学校の35人学級編制の市費講師としては任用できなくても、色んな所で欠員が出ている状況ですので、その人たちを府費講師としてなんとか和泉市に来ていただくような努力はしていきたいと考えています。
小川教育長	この要綱に関しては、これまでのご意見を踏まえて検討させていただきます。
深掘職務代理	要綱の「配置状況等によって採用されない場合があります」の記載がモチベーションを下げるのではないかというご指摘についてですが、この内容を募集の段階で示さないわけにはいかないと思いますので、「名簿登録されなかった場合でも、府費負担の教員としての採用情報を提供」の旨の記載とあわせて、先ほどの説明のなかで「府費講師としてなんとか和泉市に来ていただくよう」とありましたので、可能ならそれも記載することをご検討ください。
小川教育長	それらもご意見を基に検討させていただきます。 他よろしいでしょうか。 それでは、続いて、報告事項3「令和5年度和泉市子どもの夢応援奨学金について」、事務局（学校教育室）から説明願います。

永井課長	学校教育室の永井です。 和泉市子どもの夢応援奨学金制度については、子どもたちの学ぶ意欲を育成し、夢の実現を応援する事業を実施して、教育の機会均等を図ることを目的とした制度で、令和元年度からは貸付型に加えて給付型制度を導入しています。給付型の内容は、高等学校等入学時に教科書等、就学に必要な経費の一部を支給するものです。昨年度は 242 人に 3 万円ずつ合計 726 万円を給付しました。なお、先ほど審議いただいた通り、今年度の支給から 4 万円に増額します。 令和 4 年度の基金状況は、令和 3 年度末の約 3 億 800 万円に、「ふるさと元気寄附金」と「利息金」の収入があり、そこから給付額が減じられ、令和 4 年度末で約 3 億 2,300 万円となっています。 令和 5 年度の貸付状況は、貸付者数のうち令和 3 年度・4 年度からの継続者数は 11 人で、令和 5 年度の新規貸付者は 9 人で、合計 20 人の貸付予定となっています。 令和 5 年度の給付・貸付予定額は、内訳として、給付型入学一時金が合計 242 人で 726 万円、貸付型入学一時金が合計 8 人で 72 万円です。奨学資金が合計 20 人で 158 万 4,000 円、合計 230 万 4,000 円の貸付予定となっています。 以上です。
小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようですので続いて、報告事項 4「令和 5 年度第 22 回子ども議会について」、事務局（学校教育室）から説明願います。
永井課長	学校教育室の永井です。 今年度 4 年ぶりに子ども議会を実施しますが、従来とは違う形での実施となります。 子ども議会の趣旨に大きな変更はありませんが、「市制 100 周年の和泉市について」、「市長及び議員相互で協議する」を新たに加えます。 議会の形式については、まず議場で各子ども議員が提案を行い、市長から各提案に対して意見を述べます。その後、意見交換をしやすいように議場から委員会室に移動し、各子ども議員が市長も交えてそれぞれの提案について、疑問点や改善点を協議し、提案内容について検討を深める流れになります。 日程は 8 月 4 日（金）午後です。当日と事前打ち合わせの引率は保護者で、当日の傍聴は児童 1 名につき保護者 2 名まで可能とします。 参加対象者は 5 年生または 6 年生とし、参加人数は各校を A グループ、B グループにわけたうえ、各校 1 人ずつで合計 10 人または 11 人とし、隔年で参加いただきます。 提言のテーマについては、市制 100 周年（33 年後）の和泉市のカタチを考えよう～「誰ひとり取り残さないやさしいまち」、「いのち輝く未来のまち」にするために～としています。このテーマは S D G s や関西万博を踏まえて設定していますが、それにとらわれず、「33 年後にどのような和泉市にしたいか」、「誰もがすごしやすい魅力あふれる和泉市にするにはどうすればいいのか」という

	ことを子ども議員の自由な発想で提案していただきたいと思っています。 教育委員のみなさまで傍聴希望があれば、教育総務課へお申し出ください。 以上です。
小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。
小谷委員	出た意見はどのように発表するのか、市外にも発表するのか、どのように活用されるのか、を教えていただければと思います。
永井課長	子ども議会で提案された意見等は、ホームページ等で周知していきます。
小谷委員	「いのち輝く未来のまち」を掲げているので、万博にも繋げて和泉市から提案できればいいと思いました。
永井課長	提案の内容によっては発展的なことも考えていけると思いますので、議会を楽しみにして結果を活用していきたいと思います。
小川教育長	他にご質問等ございませんか。 ないようですので、続いて、報告事項５「富秋中学校区等まちづくり構想の事業化に係る事業手法の見直しについて」、事務局（生涯学習推進室）から説明願います。
藤原所長	青少年センター所長の藤原です。 富秋中学校区まちづくり構想の一つであります(仮称)多世代交流拠点施設の基本計画については、令和４年第２回定例会において報告しましたが、時間が経過していることから、改めて説明します。 (仮称)多世代交流拠点施設の整備位置については、ＪＲ阪和線の信太山駅と北信太駅のほぼ中間地点に位置し、青枠囲みの市営和泉第一団地の敷地に市営住宅の建替えとともに整備するものです。(１)「施設の位置づけ」については、人権文化センターと青少年センターの２つの公共施設の持つ機能を統合し、これまで両施設が担ってきた人権啓発や青少年健全育成等の役割や位置づけ、培ってきた文化・取組みなどを継承するとともに、新たな交流の拠点として整備するものです。統合する２つの公共施設の概要、両施設の機能統合や複合化を行うことにより期待される主な効果については、富秋中学校区等の新たなまちづくりの拠点の創出など、記載のとおりです。 (２)実施する事業については、人権に関する事業をはじめ、青少年育成に関する事業や子ども子育て支援に関する事業などを想定しています。整備コンセプトや全体整備方針については記載のとおりで、まちのイメージも画像入りで記載しています。 事業手法等の見直しについては、当初ＰＦＩ（ＢＴＯ）方式を基本とし検討を進めてきましたが、物価高騰など社会情勢の変化により、長期にわたる事業ス

	ケジュールは民間事業者にとってリスクが高く、参画が難しいという意見が多数出ました。このことから、複数の民間事業者の参画による競争性を確保する観点から検討した結果、DB(設計・施工一括発注)方式に事業手法を変更し、施設の管理運営については別途指定管理等とすることを、市長部局において意思決定したところです。 管理運営内容については、現在、関係部局と検討を進めており、青少年センター担当としては、当該施設において学校の長期休業期間等を利用し、多様なニーズに対応した様々な学習活動の推進をはじめとする青少年育成に関する事業や、子どもたちが自由に集える居場所づくりなど、子ども・子育て支援に関する事業を考えています。あらゆる世代のより多くの方々が集えるような事業を実施していきたいと考えています。 以上です。
小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。
小谷委員	ダイバーシティの観点での記載がありませんが、検討の経緯はどうなっていますか。
藤原所長	人権文化センターでは年代を問わず人権に関する事業も様ざま実施しています。一方、青少年センターでは概ね30歳までの青少年を対象に事業を実施しているところですので、今後はお互いの機能を多世代交流拠点施設で実施していく内容になっています。
小谷委員	確かに両センターの融合、それぞれの役割を持ち寄って、となると思いますが、やはりSDGs・誰もがという観点からすると、もっと広く考えていくことも検討できないかと思います。検討は続きますよね。
藤原所長	管理運営計画については現在検討中です。
小谷委員	是非、検討いただきたいと思います。例えば、青少年は入っているけれども、男女共同参画は入っていない。この辺は広い意味で「ダイバーシティ」とすれば含まれるかと思いますので、ご検討ください。
藤原所長	男女共同参画については、人権・男女共同参画担当で事業に取り入れていると聞いていますので、青少年センターにおいて同じくして事業を進めていきたいと考えています。
小川教育長	他にございませんか。 続いて、報告事項6「信太貝吹山古墳フェンス設置事業に関する繰越明許費について」、事務局(文化遺産活用課)から説明願います。

森下課長	文化遺産活用課の森下です。 事業概要は、信太貝吹山古墳フェンス設置工事については、発掘調査において調査期間を延長する必要性が生じ、工事着工が当初予定より遅れ年度内の工事完了が見込めなくなったことから、令和 5 年第 1 回市議会定例会において令和 4 年度和泉市一般会計補正予算第 11 号繰越明許費補正の提案を行い可決いただいたところです。しかし、その後想定以上に工事が進捗したことから、令和 4 年度内に工事及び支出を完了することができたため、翌年度繰越額は発生していないことを令和 5 年第 2 回市議会定例会に報告しました。なお、令和 5 年度も引き続き発掘調査ならびにフェンス設置工事を実施する予定です。 以上です。
小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 報告事項は以上です。続いて行事等の案内に移ります。 行事等のご案内については、事前に資料を配布していますので、説明は省略していますが、事務局から説明等ありましたらお願いします。
森下課長	文化遺産活用課の森下です。 「直木賞作家澤田瞳子さんと読む『いずみ歴史さんぽ』」の開催についてご案内します。 1 月の定例会において、郷土史読本『こがねちゃんと出かけよう！いずみ歴史さんぽ』を刊行したことを報告しましたが、その後、各学校に配布し授業での活用も始まり、一般販売も行い市民の皆さんにも大変好評を得ています。 さらに、郷土史読本の普及・活用を図るため、このたび、刊行記念の講演会を開催する運びとなりました。講演会は 7 月 22 日（土）に和泉シティプラザレセプションホールにおいて開催します。参加については、当日受付で先着 200 名、参加費は 500 円です。 登壇いただくのは、令和 3 年に直木賞を受賞された歴史小説家の澤田瞳子さんです。澤田さんの講演のあとには、澤田さんを交えて小川教育長と『いずみ歴史さんぽ』の制作担当学芸員の三者による座談会を行う予定です。教育委員のみなさまにも、ぜひご参加いただきたく案内申し上げます。
小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 それでは、続いて、行事等のご案内 2「令和 5 年度和泉市立小学校水泳記録会の開催について」ですが、事前に資料を配布していますので、説明は省略します。何かご質問等がございませんか。 ないようですので、以上をもちまして、本日の定例会は終了します。

令和 5 年和泉市教育委員会第 6 回定例会の様子



傍聴は当日受付しています。皆様の傍聴をお待ちしております。

傍聴方法：当日受付

開会時刻 15 分前から先着順で入室可能ですが、その時点で定員を超える場合は抽選とします。（定員数は会場により異なります。）

ただし、人事に関する事など非公開となる案件は傍聴できません。